明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（六）　三
○規制改革会議令（七）　三
○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定による諮問に関する政令（八）　四
○船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（九）　四
○船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一〇）　五
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（一一）　五
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）　六
○自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三）　七
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四）　七

〔府　令〕

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一）　八
○電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令（**総務**三）　八
○工事担任者規則の一部を改正する省令（**同**四）　八

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三二）　九
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**二六）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**六二）　一〇
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一四）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　外務省　財務省　二

〔皇室事項〕

内閣　内閣府　外務省　財務省　三

〔官庁報告〕

官庁事項　三

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　三

〔公　告〕

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
諸事項　三
官庁
財部町土地改良区の合併の認可、財部町土地改良区の定款変更の認可関係　三

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第六号）（内閣府本府）

1　内閣府本府に、規制改革会議（以下「会議」という。）を置くこととした。（第三一条関係）

2　会議は、平成二八年三月三一日まで置かれることとした。（附則第一一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇規制改革会議令（政令第七号）（内閣府本府）

1　規制改革会議（以下「会議」という。）は、委員一五人以内で組織することとした。（第一条関係）

2　その他会議の運営等に関する規定を置くこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定による諮問に関する政令（政令第八号）（消費者庁）

1　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第五九号）附則第二条第五項の規定に基づき、消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関し必要な事項を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第九号）（国土交通省）

船員法の一部を改正する法律（平成二四年法律第八七号）の施行期日は、平成二五年三月一日とすることとした。